

議案第 7 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項、第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに第25条第2項及び第3項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償並びに法第57条に規定する単純な労務に雇用される者のうち会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 会計年度任用職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。第34条を除き、以下同じ。）の給与は、法第22条の2第1項第2号に該当する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とし、同項第1号に該当する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当とする。

2 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下「給与条例」という。）第7条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第3条 給与条例第7条第3項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に定める給料表（次条において「給料表」という。）に定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責

任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務は、別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく分類の基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第7条 給与条例第7条第1項及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「昇給、降給等によって給料額」とあるのは「給料額」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条から第5条までの規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第8条 給与条例第11条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第9条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第10条 給与条例第13条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成10年君津市条例第1号。第21条第2項において「特殊勤務手当条例」という。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

給与条例 第14条 第1項	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員
	第17条第1項	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 号。以下この条において「会計年度給与条例」という。）第14条第1項
給与条例 第14条 第1項第 1号	次条	会計年度給与条例第12条において読み替えて準用する一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号）第15条
給与条例 第14条 第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間
	第17条第1項	会計年度給与条例第14条第1項
給与条例 第14条 第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
	第17条第1項	会計年度給与条例第14条第1項

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第12条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。
この場合において、同条中「勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「代休日」と、「職員が正規の勤務時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員が当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と、「第17条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 号）第14条第1項」

と、「勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定により、毎日曜日」とあるのは「毎日曜日」と、「勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第13条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「次条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 号）第14条第1項」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第14条 第11条において読み替えて準用する給与条例第14条第1項、第3項及び第4項、第12条において読み替えて準用する給与条例第15条並びに前条において読み替えて準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに第10条に規定する特殊勤務手当（月額で支給されるものに限る。）の額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第21条第1項、第2項及び第4項、第21条の2並びに第21条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

給与条例 第21条 第1項	以下この条から第21条の3まで	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 号。以下この条において「会計年度給与条例」という。）第15条に
---------------------	-----------------	--------------------------------------------------------------------

		において読み替えて準用する一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下この条において「給与条例」という。）第21条から第21条の3まで
	次条及び第21条の3	会計年度給与条例第15条において読み替えて準用する給与条例第21条の2及び第21条の3
	第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員	規則で定める職員
給与条例第21条第4項	給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当	給料の月額及びこれに対する地域手当
給与条例第21条の2第1項	前条第1項	会計年度給与条例第15条において読み替えて準用する給与条例第21条第1項
給与条例第21条の2第1項第4号	次条第1項	会計年度給与条例第15条において読み替えて準用する給与条例第21条の3第1項

2 前項の規定にかかわらず、給与条例の適用を受ける職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して期末手当を支給することができる。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第23条において「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日まで

での日（祝日法による休日を除く。以下この条において「年末年始の休日」という。）

（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第23条において「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他市長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第14条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算）

第17条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに勤務1時間につき支給する第11条に規定する時間外勤務手当、第12条に規定する休日勤務手当及び第13条に規定する夜間勤務手当の額を算定する場合において、これらの額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第18条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、日額又は時間額とし、その者の勤務態様に応じて任命権者が決定する。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の日額は、基準月額（パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年君津市条例第14号）第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額という。次項において同じ。）を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。次項において同じ。）とする。

3 パートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第19条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第20条 第18条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬について準用する。この場合において、同条第2項中「第4条から第6条までの規定を適用して得た額」とあるのは「第4条から第6条までの規定を適用して得た額に対する地域手当に相当する額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第21条 給与条例第13条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬について準用する。

2 特殊勤務手当条例の規定は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の種類及び額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法について準用する。この場合において、当該報酬の額は、特殊勤務手当条例別表に定める次の各号に掲げる単位の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額 同表支給額の欄に掲げる額(以下「支給額」という。)を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。)

(2) 日額 支給額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額

(3) 1回又は1件 支給額

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第22条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤

務で正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 第1項に規定する勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項に規定する勤務（同項ただし書に規定する勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬）

第23条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、パートタイム会計年度任

用職員が正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

- 2 前項に規定する休日勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬)

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

- 2 前項に規定する夜間勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき次条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第25条 第22条から前条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額及び第20条において読み替えて準用する第18条第2項の規定により計算して得た額並びに第21条に規定する報酬(月額で支給されるものに限る。)の額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(2) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額及び第20条において読み替えて準用する第18条第3項の規定により計算して得た額並びに第21条に規定する報酬(月額で支給されるものに限る。)の額の合計額

- 2 第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第18条第2項の規定により計算して得た額及び第20条において読み替えて準用する第18条第2項の規定により計算して得た額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第26条 給与条例第21条第1項、第2項及び第4項、第21条の2並びに第21条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含み、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。以下こ

の条において同じ。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>給与条例 第21条 第1項</p>	<p>以下この条から第21条の3</p>	<p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 号。以下この条において「会計年度給与条例」という。）第26条において読み替えて準用する一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下この条において「給与条例」という。）第21条から第21条の3</p>
	<p>次条及び第21条の3</p>	<p>会計年度給与条例第26条において読み替えて準用する第21条の2及び第21条の3</p>
	<p>第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員</p>	<p>規則で定める職員</p>
<p>給与条例 第21条 第4項</p>	<p>それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</p>	<p>それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額</p>
<p>給与条例 第21条 の2第1 項</p>	<p>前条第1項</p>	<p>会計年度給与条例第26条において読み替えて準用する給与条例第21条第1項</p>

給与条例 第 2 1 条 の 2 第 1 項第 4 号	次条第 1 項	会計年度給与条例第 2 6 条において 読み替えて準用する給与条例第 2 1 条の 3 第 1 項
--------------------------------------	---------	---------------------------------------------------------

2 前項の規定にかかわらず、給与条例の適用を受ける職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して期末手当を支給することができる。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第 2 7 条 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他市長が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 2 5 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第 2 8 条 前条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額及び第 2 2 条から第 2 4 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、これらの額に、5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(専従休職者の給与)

第 2 9 条 法第 5 5 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けた会計年度任用職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(休職者の給与)

第 3 0 条 法第 2 8 条第 2 項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第 3 1 条 第 2 条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第 3 2 条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第 1 2 条第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項に規定する費用弁償の額は、給与条例第12条第2項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

給与条例 第12条 第2項	月の1日から末日までの期間	勤務した日
給与条例 第12条 第2項第 2号	別表第4に掲げる額（短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	別表第4に掲げる額を21で除して得た日額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第33条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 前項に規定する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和45年君津市条例第23号）の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

（単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準）

第34条 会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員に支給する給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の基準は、フルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員の給与を基準とし、その職務と責任の度を考慮して規則で定める。

（委任）

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第17条第1項の規定により任用された非常勤職員（旧法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）又は旧法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員で施行日において引き続き会計年度任用職員（施行日前の職種と同一の職種の者に限る。）として任用されたもの（次項において「継続会計年度任用職員」という。）の受ける給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これらに相当する報酬。以下この項において同じ。）の月の合計額が、施行日の属する月の前月の月の1日から末日までを計算期間とする例月の賃金（通勤に係る賃金を除く。）の例により計算して得た額に達しないこととなるものには、令和5年3月31日までの間（引き続き同一の職種に任用される間に限る。次項において同じ。）、給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当のほか、その差額に相当する額を給料（パートタイム会計年度任用職員にあっては、給料に相当する報酬）として支給する。
- 3 継続会計年度任用職員の受ける期末手当の基準日以前6箇月の期間におけるその者の在職期間等に応じて支給される額が、施行日の属する年度の前年度の基準日前6箇月の期間におけるその者の勤務実績に応じて支給される賃金の例により計算して得た額に達しないこととなるものには、令和5年3月31日までの間、期末手当のほか、その差額に相当する額を期末手当として支給する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、これらの項の規定により差額が支給されることとなる会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、会計年度任用職員との均衡を考慮してこれらの項に規定する差額に相当する額を支給することができる。

別表第1（第4条）

給料表

職務 の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額

	円	円
1	1 4 6 , 1 0 0	1 8 2 , 2 0 0
2	1 4 7 , 2 0 0	1 8 3 , 9 0 0
3	1 4 8 , 4 0 0	1 8 5 , 5 0 0
4	1 4 9 , 5 0 0	1 8 7 , 2 0 0
5	1 5 0 , 6 0 0	1 8 8 , 7 0 0
6	1 5 1 , 7 0 0	1 9 0 , 4 0 0
7	1 5 2 , 8 0 0	1 9 2 , 2 0 0
8	1 5 3 , 9 0 0	1 9 3 , 9 0 0
9	1 5 4 , 9 0 0	1 9 5 , 5 0 0
1 0	1 5 6 , 3 0 0	1 9 7 , 3 0 0
1 1	1 5 7 , 6 0 0	1 9 9 , 1 0 0
1 2	1 5 8 , 9 0 0	2 0 0 , 9 0 0
1 3	1 6 0 , 1 0 0	2 0 2 , 4 0 0
1 4	1 6 1 , 6 0 0	2 0 4 , 2 0 0
1 5	1 6 3 , 1 0 0	2 0 6 , 0 0 0
1 6	1 6 4 , 7 0 0	2 0 7 , 8 0 0
1 7	1 6 5 , 9 0 0	2 0 9 , 4 0 0
1 8	1 6 7 , 4 0 0	2 1 1 , 2 0 0
1 9	1 6 8 , 9 0 0	2 1 3 , 0 0 0
2 0	1 7 0 , 4 0 0	2 1 4 , 8 0 0
2 1	1 7 1 , 7 0 0	2 1 6 , 2 0 0
2 2	1 7 4 , 4 0 0	2 1 8 , 0 0 0
2 3	1 7 7 , 0 0 0	2 1 9 , 7 0 0
2 4	1 7 9 , 6 0 0	2 2 1 , 5 0 0
2 5	1 8 2 , 2 0 0	2 2 3 , 2 0 0
2 6	1 8 3 , 9 0 0	2 2 4 , 9 0 0
2 7	1 8 5 , 5 0 0	2 2 6 , 5 0 0
2 8	1 8 7 , 2 0 0	2 2 8 , 1 0 0
2 9	1 8 8 , 7 0 0	2 2 9 , 5 0 0

3 0	1 9 0, 4 0 0	2 3 1, 2 0 0
3 1	1 9 2, 2 0 0	2 3 2, 8 0 0
3 2	1 9 3, 9 0 0	2 3 4, 4 0 0
3 3	1 9 5, 5 0 0	2 3 5, 4 0 0
3 4	1 9 6, 9 0 0	2 3 6, 9 0 0
3 5	1 9 8, 4 0 0	2 3 8, 3 0 0
3 6	1 9 9, 9 0 0	2 3 9, 5 0 0
3 7	2 0 1, 2 0 0	2 4 0, 7 0 0
3 8	2 0 2, 5 0 0	2 4 1, 9 0 0
3 9	2 0 3, 7 0 0	2 4 2, 9 0 0
4 0	2 0 5, 0 0 0	2 4 4, 1 0 0
4 1	2 0 6, 3 0 0	2 4 5, 4 0 0
4 2	2 0 7, 6 0 0	2 4 6, 4 0 0
4 3	2 0 8, 9 0 0	2 4 7, 6 0 0
4 4	2 1 0, 2 0 0	2 4 8, 9 0 0
4 5	2 1 1, 3 0 0	2 4 9, 8 0 0
4 6	2 1 2, 6 0 0	2 5 1, 1 0 0
4 7	2 1 3, 9 0 0	2 5 2, 3 0 0
4 8	2 1 5, 2 0 0	2 5 3, 6 0 0
4 9	2 1 6, 3 0 0	2 5 5, 0 0 0
5 0	2 1 7, 4 0 0	2 5 6, 4 0 0
5 1	2 1 8, 4 0 0	2 5 7, 6 0 0
5 2	2 1 9, 5 0 0	2 5 8, 8 0 0
5 3	2 2 0, 6 0 0	2 6 0, 0 0 0
5 4	2 2 1, 6 0 0	2 6 1, 2 0 0
5 5	2 2 2, 5 0 0	2 6 2, 5 0 0
5 6	2 2 3, 5 0 0	2 6 3, 6 0 0
5 7	2 2 3, 8 0 0	2 6 4, 7 0 0
5 8	2 2 4, 6 0 0	2 6 5, 8 0 0
5 9	2 2 5, 4 0 0	2 6 7, 1 0 0

6 0	2 2 6, 1 0 0	2 6 8, 4 0 0
6 1	2 2 6, 8 0 0	2 6 9, 4 0 0
6 2	2 2 7, 8 0 0	2 7 0, 5 0 0
6 3	2 2 8, 6 0 0	2 7 1, 8 0 0
6 4	2 2 9, 4 0 0	2 7 3, 1 0 0
6 5	2 3 0, 1 0 0	2 7 4, 0 0 0
6 6	2 3 0, 8 0 0	2 7 5, 0 0 0
6 7	2 3 1, 7 0 0	2 7 5, 9 0 0
6 8	2 3 2, 7 0 0	2 7 7, 0 0 0
6 9	2 3 3, 4 0 0	2 7 8, 1 0 0
7 0	2 3 4, 0 0 0	2 7 9, 1 0 0
7 1	2 3 4, 5 0 0	2 8 0, 0 0 0
7 2	2 3 5, 2 0 0	2 8 1, 0 0 0
7 3	2 3 6, 0 0 0	2 8 1, 5 0 0
7 4	2 3 6, 6 0 0	2 8 2, 4 0 0
7 5	2 3 7, 2 0 0	2 8 3, 1 0 0
7 6	2 3 7, 7 0 0	2 8 4, 0 0 0
7 7	2 3 8, 4 0 0	2 8 5, 0 0 0
7 8	2 3 9, 1 0 0	2 8 5, 8 0 0
7 9	2 3 9, 8 0 0	2 8 6, 6 0 0
8 0	2 4 0, 3 0 0	2 8 7, 4 0 0
8 1	2 4 0, 8 0 0	2 8 8, 2 0 0
8 2	2 4 1, 5 0 0	2 8 8, 7 0 0
8 3	2 4 2, 2 0 0	2 8 9, 1 0 0
8 4	2 4 2, 9 0 0	2 8 9, 6 0 0
8 5	2 4 3, 5 0 0	2 8 9, 8 0 0
8 6	2 4 4, 2 0 0	2 9 0, 1 0 0
8 7	2 4 4, 9 0 0	2 9 0, 3 0 0
8 8	2 4 5, 6 0 0	2 9 0, 7 0 0
8 9	2 4 6, 1 0 0	2 9 0, 9 0 0

9 0	2 4 6, 6 0 0	2 9 1, 1 0 0
9 1	2 4 6, 9 0 0	2 9 1, 5 0 0
9 2	2 4 7, 3 0 0	2 9 1, 8 0 0
9 3	2 4 7, 6 0 0	2 9 2, 1 0 0
9 4		2 9 2, 4 0 0
9 5		2 9 2, 7 0 0
9 6		2 9 3, 1 0 0
9 7		2 9 3, 4 0 0
9 8		2 9 3, 8 0 0
9 9		2 9 4, 1 0 0
1 0 0		2 9 4, 5 0 0
1 0 1		2 9 4, 7 0 0
1 0 2		2 9 4, 9 0 0
1 0 3		2 9 5, 2 0 0
1 0 4		2 9 5, 6 0 0
1 0 5		2 9 5, 8 0 0
1 0 6		2 9 6, 1 0 0
1 0 7		2 9 6, 5 0 0
1 0 8		2 9 6, 9 0 0
1 0 9		2 9 7, 1 0 0
1 1 0		2 9 7, 4 0 0
1 1 1		2 9 7, 8 0 0
1 1 2		2 9 8, 1 0 0
1 1 3		2 9 8, 3 0 0
1 1 4		2 9 8, 6 0 0
1 1 5		2 9 9, 0 0 0
1 1 6		2 9 9, 3 0 0
1 1 7		2 9 9, 5 0 0
1 1 8		2 9 9, 9 0 0
1 1 9		3 0 0, 3 0 0

1 2 0	3 0 0, 6 0 0
1 2 1	3 0 0, 8 0 0
1 2 2	3 0 1, 0 0 0
1 2 3	3 0 1, 3 0 0
1 2 4	3 0 1, 7 0 0
1 2 5	3 0 1, 9 0 0

別表第2（第5条第1項）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする職務